

答申第56号
平成18年6月20日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成18年4月13日付け兵公委発第102号で諮問があった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年10月26日ごろ伊丹警察署阪急伊丹駅交番で取った調書（特定の被害者及び加害者並びに目撃者の供述調書並びに現場写真）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成17年10月26日ごろ伊丹警察署阪急伊丹交番で取った調書(特定の被害者及び加害者並びに目撃者の供述調書並びに現場写真)」を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成18年1月13日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成17年10月26日ごろ伊丹警察署阪急伊丹交番で取った調書(特定の被害者及び加害者並びに目撃者の供述調書並びに現場写真)である。

(2) 本件公文書は、上記特定の被害者及び加害者に関する事件(「事件」は審査請求書及び意見書における審査請求人の用語。以下単に「事件」という。)の状況を中立的立場で記録した資料として、事実を明らかにする上でどうしても必要であり、他にこれに代わるものがない。

本件公文書は、第三者には関係がないが、審査請求人自身に関する情報であり、審査請求人は、事件に関して神戸簡易裁判所において民事訴訟中であるから、内容が個人情報に該当し、プライバシーを保護する必要があるとしても、公開の必要があり、裁判所にとっても必要な文書である。

(3) 本件公文書は、裁判所において文書提出命令や文書送付嘱託を申し立てることによっても入手できるものであるが、裁判所に申し立てれば費用がかかり、また、文書提出命令等によって入手できるから公開請求が認められないとすれば、法の下の平等の原則に反し、権利の濫用である。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

- 1 本件公開請求は、特定の個人2名の氏名を名指しした上で、交番で作成された「調書」「供述調書」「現場写真」の公開を請求するものである。

特定の個人の氏名は、それ自体が非常にプライバシー性の高い情報といえるほか、仮に、特定の個人が何らかの事情で警察に関係しているのであれば、その事実は通常他人に知られたくない情報であると判断される。

そして、本件公文書の存否を明らかにすれば、公開請求書に記載された特定の個人が何らかの理由で警察に関係している事実があるか否かという特定の個人の通常他人に知られたくない情報が明らかになり、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号に規定する非公開情報を公開することになる。

したがって、本件公開請求に対して条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったものである。

- 2 審査請求人の主張は、必ずしも判然としないが、要するに何らかの特別な事情がある場合は、条例第9条による存否応答拒否処分はできない旨主張しているように読み取ることができる。しかし、この特別な事情を審査請求人は何ら具体的に主張していないので、本件審査請求を認めるに足りる理由はない。

- 3 情報公開制度は、何人にも目的を問わず等しく公開請求権を認める制度であることから、請求者が誰であるか、すなわち、請求者が公開請求に係る公文書に記載されている個人情報の本人であるかどうかによって、当該公文書の公開決定等に影響を及ぼすものではない。

第4 審査会の判断

- 1 本件公文書の概要

本件公文書は、平成17年10月26日ごろ伊丹警察署阪急伊丹交番で取った調書（特定の被害者及び加害者並びに目撃者の供述調書並びに現場写真）である。

- 2 条例第9条適用の適否について

- (1) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することがで

きる」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

(2) 諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることから、通常他人に知られたくないと認められるか否かは、一般人の判断を基準とすべきと考えられる。

イ 本件公文書は、平成17年10月26日ごろ伊丹警察署阪急伊丹交番で取った調書（特定の被害者及び加害者並びに目撃者の供述調書並びに現場写真）であり、その存否を明らかにするだけで、特定の個人が何らかの事情で警察と関係しているか否かという情報が明らかになるが、その情報は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」であり、かつ、一般人の判断を基準とすれば、通常他人に知られたくない情報と認められる。

ウ したがって、本件公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第1号が情報を非公開とすることにより保護しようとしている利益を損なうことになると考えられる。

エ 以上のことから、警察本部長が条例第9条を適用し、本件公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

オ なお、アで述べたように、情報公開制度において個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないところであり、また、情報公開制度において、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることを前提としているため、審査請求人本人の情報であっても公開できないことから、仮に、審査請求人が主張するように民事訴訟等において必要であるという

事情があったとしても、そのことが工の判断に影響を及ぼすものとは考えられない。

3 その他審査請求人の主張について

事件の状況を中立的立場で記録した資料として民事訴訟においてどうしても必要であるから本件公文書を公開すべきであるとの審査請求人の主張は、公益上公開する必要があるとの主張とも考えられるが、民事訴訟は本来訴訟当事者間における紛争の処理手続であり、そのために必要な文書の取得については裁判所の判断を介して文書提出命令等によって対応するところである。文書提出命令等と情報公開制度とは制度趣旨を異にするものであり、情報公開制度における公開又は非公開の判断と文書提出命令等の適否の判断は異なるものであるから、審査請求人の主張は理由がない。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審査の経過

年 月 日	経 過
18 . 4 . 13	・ 諮問書の受領
18 . 4 . 21	・ 諮問庁の意見書の受領
18 . 5 . 15	・ 審査請求人の意見書の受領
18 . 5 . 30 (第173回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
18 . 6 . 20 (第174回審査会)	・ 審議 ・ 答申